

令和6年度分 市民税・府民税申告書の書き方

日頃は、宇治市の税務行政につきましてご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「令和6年度分 市民税・府民税申告書」は、昨年1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の全ての所得及び控除等の申告をしていただくものです。この「書き方」をよくお読みになって正しくご記入のうえ、提出していただきますようお願いいたします。

市民税・府民税の申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、宇治市に住所を有する人

◆公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、所得税及び復興特別所得税の還付を受けない場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除等を市民税・府民税の税額の算定に適用させるためには、市民税・府民税の申告が必要です。

○令和5年中に収入及び所得がなかった人は、所得がなかった旨を申告書に記入してください。申告書の提出がないと、所得に関する証明書等が発行できない場合や、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、老齢福祉年金等の算定に影響が出ることがあります。 **6ページの「I」へ**

なお、次のいずれかにあてはまる人は、市民税・府民税の申告をする必要はありません。

- (1) 令和5年中の収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が宇治市に提出されている人
- (2) 令和5年中の収入が公的年金(遺族年金・障害年金等は除く)のみで、その額が次の額以下の人
 - 昭和34年1月1日以前生まれの人 …… 1,550,000円
 - 昭和34年1月2日以後生まれの人 …… 1,050,000円
- (3) 令和5年中の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
次のような方は、確定申告をしてください。(確定申告書の提出は市民税・府民税の申告を兼ねています。)
 - 所得税及び復興特別所得税の納税が必要な人(上記の◆の人は除く)
 - 給与、年金等から源泉徴収されている人で、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける人 等
詳しくは、「所得税の確定申告の手引き」(税務署発行)をご覧ください。
※あらかじめ市民税・府民税が引き去りされている上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告は不要です。ただし、確定申告でこの所得を申告すると、市民税・府民税の申告を兼ねる事となり、国民健康保険料等の算定や扶養の基準となる所得に含まれます。

申告のときに必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは個人番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)
※郵送の場合は上記が確認できる面のコピーを添付してください(例：マイナンバーカードは両面のコピー)
(注)健康保険法などの改正により、「告知要求制限」の規定が設けられたため、保険証・年金手帳をコピーする場合は保険者番号、被保険者記号・番号、基礎年金番号が見えないようにしてください。
- ② 給与や年金の源泉徴収票・報酬や生命保険等の支払調書等、収入のわかるもの
- ③ 事業所得、不動産所得等がある人は、**収入金額や必要経費のわかるもの**
- ④ 所得控除等を受けるために必要な書類
 - 雑損控除、寄附金税額控除 …… **領収書、証明書**
 - 社会保険料控除 …… (国民年金保険料等の)**控除証明書、領収書等**
 - 医療費控除 …… (医療費を計算した)**明細書**、もしくは**医療費の支出を証明する書類**
※領収書の添付は不要ですので、自宅等で5年間保管してください。
 - 生命保険料控除、地震保険料控除・旧長期損害保険料控除 …… 保険会社が発行する**控除証明書**
 - 障害者控除 …… **障害者手帳等**の証明書(郵送の場合はそのコピーを添付してください。コピーがないと控除が受けられません)
 - 扶養控除(国外居住親族) …… **親族関係書類**及び**送金関係書類**、**加えて30歳以上70歳未満の扶養親族の場合、留学ビザ等書類、38万円送金書類**
 - 勤労学生控除 …… 在学する学校が発行する**証明書** 等

〈令和6年度分申告受付〉会場は大変混み合いますのでできる限り郵送で申告をしてください。

■会場受付…令和6年2月16日(金)から3月15日(金)までの期間は申告会場で受け付けます。

■郵送受付…申告書に必要な事項を記入のうえ、上記①～④を同封して3月15日(金)までに税務課 個人住民税係へ郵送してください。

宇治市 総務・市民協働部 税務課 個人住民税係

お問い合わせ・送付先は ☎ 611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

☎ 0774(22)3141(代表)

所得から差し引かれる金額に関する事項

〔13～16、26、27、支払った保険料等の金額を記入してください。19～23該当する人の氏名・生年月日等を記入してください。控除額を計算・記入する必要はありません。〕

所得控除の種類	所得控除の内容	
⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（健康保険・介護保険・雇用保険・公的年金等の保険料等）をあなたが令和5年中に支払った場合（配偶者その他の親族の給与・年金等から差し引かれた社会保険料は除く）	【必要書類】(国民年金保険料等の)領収書、控除証明書等
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和5年中に小規模企業共済事業団が行う第一種共済の掛金や、府・市が行う心身障害者扶養共済の掛金等を支払った場合(「⑬社会保険料控除」の欄に記入してください)	【必要書類】領収書
⑮生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人にする生命保険契約や個人年金保険契約等のために、あなたが令和5年中に保険料を支払った場合、それぞれの支払金額を記入してください。	【必要書類】控除証明書
◆5ページ⑮参照		
⑯地震保険料控除	あなたが令和5年中に地震保険契約等の保険料を支払った場合。ただし、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料については、従前の損害保険料控除が適用される経過措置がありますので、地震保険料と長期損害保険料、それぞれの支払金額を記入してください。 (注)1つの契約でいずれにも該当する場合はどちらか一方を選択して適用します。	【必要書類】控除証明書
◆5ページ⑯参照		
⑰寡婦控除	次のいずれかに該当する人は、寡婦控除欄及び事由にチェックしてください。 (1)夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族(他の人の同一生計配偶者や扶養親族にされた人は除く)を有し、かつ、本人の令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 (2)夫と死別(生死不明の場合を含む)した後婚姻しておらず、本人の令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※ただし、⑯ひとり親控除と重複して控除を受けることはできません。 ※あなたに事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合(事実婚)は対象外	控除額：26万円 所得税：27万円 控除差額：1万円
⑱ひとり親控除	令和5年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族にされた人は除く)を有する者、かつ、本人の令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※あなたに事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合(事実婚)は対象外	控除額：30万円 所得税：35万円 控除差額※：(母)5万円、(父)1万円 ※調整控除の計算で用いる差額のため、実際の差額とは異なります。
⑲勤労学生控除	学生、生徒、児童であって、令和5年中の合計所得金額が75万円以下(そのうち、給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下)の人	【必要書類】在学証明等 控除額：26万円 所得税：27万円 控除差額：1万円
⑳障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が令和5年12月31日現在で次のいずれかに該当する場合(控除額は一人につき) (1)特別障害者…障害者のうち、精神又は身体に次のような重度の障害のある人 ○精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人 ○身体障害者手帳に身体上の障害が1級又は2級と記載されている人 等 (2)同居特別障害者…扶養親族が(1)に該当し、かつ、あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している人 (3)その他の障害者…(1)、(2)以外の障害者	【必要書類】障害者手帳等 (1)控除額：30万円 所得税：40万円 控除差額：10万円 (2)控除額：53万円 所得税：75万円 控除差額：22万円 (3)控除額：26万円 所得税：27万円 控除差額：1万円
㉑配偶者控除 ㉒扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は除く)やその他の親族(16歳未満は除く)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人がある場合。年の途中で死亡された人も含みます(他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者は除く)。【必要書類】(国外居住親族の場合は)親族関係書類及び送金関係書類	
㉓配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者で令和5年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の人がある場合。「配偶者の合計所得金額」欄に配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※ただし、あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、㉑配偶者控除㉒配偶者特別控除の適用は受けられません。	
◆5ページ㉑～㉓参照		
㉔基礎控除	納税義務者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に所得から控除されます。	
◆5ページ㉔参照		
㉖雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(令和5年中の所得が48万円以下の者に限る)が令和5年中に災害や盗難、横領等により住宅や家財に損害を受けた場合 ◆雑損控除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額です。 (1)差引損失額(損失金額－保険金等で補填される金額)－総所得金額等の合計額×10%の額 (2)災害関連支出の金額－5万円	【必要書類】被害額のわかる証明書等
㉗医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険にかかるサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合 ◆医療費控除は、次のように計算します。(限度額：200万円)	【必要書類】明細書等
※下記のセルフメディケーション税制とのいずれかを選択適用	$\left[\begin{array}{l} \text{令和5年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計額} \times 5\% \text{又は} 10 \text{万円の} \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$	
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	健康の保持増進及び疾病の予防へ一定の取組を行っている人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に特定医療用医薬品等(スイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った合計額が一定額を超える場合 ◆セルフメディケーション税制は、次のように計算します。(限度額：8万8千円)	【必要書類】明細書等
	$\left[\begin{array}{l} \text{令和5年中に支払った特定一般用医薬品等購入費} \\ \text{(スイッチ OTC 医薬品の購入費)} \\ \text{※支払った医療費等の欄に購入費を記入してください。} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right] - \left[1 \text{万} 2 \text{千円} \right]$	
	※通常の医療費控除ではなく、セルフメディケーション税制を選択される場合は、明細書に「セルフメディケーション税制の明細書」と必ず明記してください。	

※領収書の添付は不要ですので、自宅等で5年間保管してください。

収入金額及び所得金額

収入金額…令和5年中に収入する権利の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品等を含む)を記入してください。
必要経費…収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃等をいい、日常生活に要した生活費や所得税、市民税・府民税等は含まれません(※収支内訳書が必要な人や詳細についてはお問い合わせください)。
所得金額…収入金額から必要経費を差し引いた金額が原則です。ただし、所得の種類によって算出方法が異なりますので下記をご覧ください。

所得の種類	所得の内容	所得金額の算出方法
事業	①営業等 販売業、飲食店業等から生ずる所得又は自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、大工、外交員等)等から生ずる所得(農業以外の事業から生ずる所得)を記入してください。〈裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください〉 【添付書類】収支内訳書・領収書等収入と必要経費がわかるもの	① 所得金額＝ ア 収入金額－必要経費
	②農業 農産物の生産、果樹等の栽培、農家が兼営する家畜等の飼育、わら加工品の事業等から生ずる所得を記入してください。【添付書類】農業所得用収支内訳書	② 所得金額＝ イ 収入金額－必要経費
③不動産	地代、家賃、借地権設定等から生ずる所得を記入してください。 〈裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください〉 【添付書類】収支内訳書・領収書等収入と必要経費がわかるもの	③ 所得金額＝ ウ 収入金額－必要経費
④利子	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配による所得を記入してください。ただし次の所得については申告する必要がありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2)所得税で非課税とされる障害者等の少額預金等の利子所得	④ 所得金額＝エ 収入金額
⑤配当	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得です。あらかじめ住民税が引き去りされている配当所得等については申告しないことを選択できます。申告する場合は、市民税・府民税申告書ではなく、必ず税務署にて確定申告書を提出してください。	⑤ 所得金額＝ オ 収入金額－必要経費 (株式の元本取得に要した負債の利子)
⑥給与	給料、賃金、賞与等を記入してください。【給与収入(力)を必ず記入してください】 【添付書類】源泉徴収票等収入のわかるもの 〈源泉徴収票がない場合は、裏面の「6 給与所得の内訳」にも記入してください〉	⑥ 所得金額＝ カ 収入金額 －給与所得控除額*1
雑	⑦公的年金等 恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、年金基金等(遺族年金・障害年金等は除く)に係る所得です。 【公的年金等の収入額(キ)を必ず記入してください】 【添付書類】源泉徴収票	⑦ 所得金額＝ キ 収入金額 －公的年金等控除額*2
	⑧業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得(原稿料、印税等)です。 【添付書類】収入と必要経費がわかるもの	⑧ 所得金額＝ ク 収入金額－必要経費
	⑨その他 ⑦、⑧以外(生命保険契約等による個人年金等)に係る所得です。 【添付書類】収入と必要経費がわかるもの	⑨ 所得金額＝ ケ 収入金額－必要経費
⑩総合課税の譲渡 一時	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。 ○短期譲渡に該当するもの…保有期間5年以内で譲渡した場合 ○長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合 ○「特別控除額」は、通常の場合は50万円ですが、取用があった場合等には特例を受けることができます。 賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金等の所得を記入してください。 「特別控除額」は通常の場合50万円です。 【添付書類】生命保険契約に基づく一時金、又は損害保険契約に基づく満期返戻金等の支払調書	⑩ 所得金額 ＝コ＋{(サ＋シ)×1/2} コ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 サ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 シ＝収入金額－必要経費 －特別控除額

●「所得金額の算出方法」表中の*1、*2の速算表は、6ページをご覧ください。●「所得金額の算出方法」のカタカナ、丸数字は申告書記入欄の符号に該当します。

所得金額調整控除

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア 特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%
※該当する場合は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。
- ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者
所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円
※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除

※税制改正があれば変更となる場合があります。

- 令和5年中の所得等に次のいずれかのものがある人は、市民税・府民税申告書とともに分離課税等用申告書(別途ご請求ください。)を提出してください。
- 分離課税の長期譲渡所得 ○分離課税の先物取引所得 ○山林所得・退職所得 ○分離課税の短期譲渡所得
○分離課税の株式等譲渡所得等 ○給与所得者の特定支出控除

⑮生命保険料控除額

(1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した契約)による保険料を支払った場合(介護医療保険料は新契約のみ)

支払保険料	控除額
～12,000円	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円(限度額)

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した契約)による保険料を支払った場合

支払保険料	控除額
～15,000円	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円(限度額)

○一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約両方について控除を受ける場合、それぞれ(1)と(2)の計算で求めた額の合計額(各限度額28,000円)
 ○一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上の計算で求めた額の合計額(全体の限度額70,000円)

⑯地震保険料控除額

(1) 地震保険料のみを支払った場合

支払保険料	控除額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円(限度額)

(2) 旧長期損害保険料のみを支払った場合
 経過措置により、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が受けられます。

支払保険料	控除額
～5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円(限度額)

(3) (1)と(2)の両方を支払った場合
 ⇒(1)と(2)で求めた額の合計額(限度額25,000円)

⑰配偶者控除額・⑱配偶者特別控除額

納税義務者の合計所得金額		～9,000,000円			9,000,001円～9,500,000円			9,500,001円～10,000,000円							
配偶者の合計所得金額*1		控除額	所得税の控除額	控除差額*2	控除額	所得税の控除額	控除差額*2	控除額	所得税の控除額	控除差額*2					
配偶者控除	一般	48万円以下	33万円	38万円	5万円	22万円	26万円	4万円	11万円	13万円	2万円				
	老人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)		38万円	48万円	10万円	26万円	32万円	6万円	13万円	16万円	3万円				
配偶者特別控除	480,001円～499,999円	33万円	38万円	5万円	22万円	26万円	4万円	11万円	13万円	2万円					
	500,000円～549,999円										3万円	24万円	2万円	12万円	1万円
	550,000円～950,000円														
	950,001円～1,000,000円										31万円	31万円	18万円	9万円	9万円
	1,000,001円～1,050,000円														
	1,050,001円～1,100,000円										21万円	21万円	11万円	6万円	6万円
	1,100,001円～1,150,000円														
	1,150,001円～1,200,000円										11万円	11万円	4万円	2万円	2万円
	1,200,001円～1,250,000円														
	1,250,001円～1,300,000円										3万円	3万円	0円	0円	0円
1,300,001円～1,330,000円	0円	0円	0円	0円	0円										
1,330,001円～															

※1 配偶者の合計所得金額には退職所得は含まれません。 ※2 調整控除の計算で用いる差額のため、実際の差額とは異なります。

⑲扶養控除額

区分	控除額	所得税の控除額	控除差額
一般(昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた人) (平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた人)	33万円	38万円	5万円
特定(平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人)	45万円	63万円	18万円
老人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	38万円	48万円	10万円
同居老親等*2	45万円	58万円	13万円

※2 同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者のいずれかと同居している人。

⑳基礎控除額

合計所得金額	控除額	所得税の控除額	控除差額*1
2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	
2,500万円超	適用なし		

※1 調整控除の計算で用いる差額のため、実際の差額とは異なります。

★市民税・府民税のしくみ

市民税と府民税は、合わせて住民税と呼ばれています。住民税は、市や府がその地域住民の生活に役立つ事業を行うのに必要な経費をまかなうため、できるだけ多くの住民の皆さまに充分にご負担いただく税で、納税を通して市や府の自治運営に参加していただくものです。

《計算のしかた》

住民税 = 市民税均等割額 + 市民税所得割額
 府民税 = 府民税均等割額 + 府民税所得割額

(※1) 所得割税率表(総合課税分)

市民税	府民税
6%	4%

(※2) 調整控除額…下表の額 × (市民税3%、府民税2%)

合計課税所得金額	調整控除のもとになる額
200万円以下	(①と②いずれか少ない額) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	(①と②いずれが多い額) ①人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) ②5万円

※ただし、あなたの令和5年中の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用は受けられません。
 人的控除額の差については、所得控除⑰～⑲(控除差額)参照

①均等割

市民税	3,000円
府民税	1,600円

※平成28年度から令和7年度まで府民税のうち600円を「京都府豊かな森を育てる府民税」としてご負担いただいております。
 ※令和6年度から森林環境税(国税)1,000円を均等割と併せて徴収します。

②所得割

前年の所得金額 - 合計額 (4頁参照) × 所得割の税率 (2頁参照) - 調整控除(人的控除関係) (※1) - 税額控除(配当控除等) (※3)

(※3) 税額控除

・配当控除…配当所得金額 × 控除率

課税総所得金額	市民税の控除率	府民税の控除率
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

・寄附金税額控除…控除額は以下のとおり

(ア) 都道府県、市区町村、京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部又は京都府の条例指定分に寄附した場合

控除額	(寄附金額 - 2千円) × 市民税6%・府民税4%
控除対象限度額	総所得金額等の30%の寄附金額を限度

(イ) 総務大臣が対象として指定した都道府県又は市区町村に寄附した場合(特定の震災関連寄附金も該当)は上記(ア)に加えて、以下の特例控除が加算されます。

特例控除額	(寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の税率 × 1.021) ただし、市民税・府民税所得割額の2割を限度
-------	--

I 令和5年中に4ページの「収入金額及び所得金額」がなかった人の申告

- 令和5年中は収入がなかった、又は非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合、裏面の〈所得がなかった人〉欄の当てはまる項目を○で囲み、必要事項を記入してください。
- 扶養親族・同一生計配偶者がいる場合は、必ず申告書表面①～③欄も記入してください。
(書き方については2・3ページをご覧ください。)

(記載例) ◎〈所得がなかった人〉

次の人に扶養又は援助されていた	
① 住所 宇治市宇治琵琶 33 氏名 宇治 太一 (続柄 父)	
② 遺族年金・障害年金等を受給していた (年金の種類) 遺族年金、老齢福祉年金、障害年金、児童扶養手当、増加恩給、公務扶助料等	
③ 無職だった 1月から 12月まで	
④ その他の理由で所得がなかった人は、昨年の生活状況について記入して下さい。	

II 給与収入があった人の申告 (源泉徴収票を添付できる場合は①は不要です。)

- 裏面の『6 給与所得の内訳』欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与、1年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください(手取りではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します)。

6 給与所得の内訳

日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1		7,800	20		156,000
2		7,800	20		156,000
3		7,800	21		163,800
4		7,800	20		156,000
5		8,000	21		168,000
6		8,000	20		160,000
7		8,000	21		168,000
8		8,000	22		176,000
9		8,000	21		168,000
10		8,000	20		160,000
11		8,000	21		168,000
12		8,000	18		144,000
賞与等					200,000
合計					2,143,800
勤務先名		(株) ○×▲			
勤務先所在地		京都市下京区○×▲			
勤務先電話番号		075-○×-▲×○			

(記載例)

- 1年間の収入の合計額を、表面の『給与カ』欄に記入してください。

(記載例) 給与カ 2,143,800

- ②の給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、表面の『給与⑥』欄に記入してください。

(記載例) 給与⑥ 1,418,000

※所得金額調整控除(4ページ下部)についても参照してください。

- 表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。
(書き方については2・3ページをご覧ください。)

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000～1,618,999円	収入金額-55万円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円

給与等の収入金額	給与所得金額
1,628,000～1,799,999円	(収入金額÷4)※×2.4+10万円
1,800,000～3,599,999円	(収入金額÷4)※×2.8-8万円
3,600,000～6,599,999円	(収入金額÷4)※×3.2-44万円
6,600,000～8,499,999円	(収入金額)×0.9-110万円
8,500,000円～	(収入金額)-195万円

※千円未満の端数切捨て

III 公的年金等の収入があった人の申告

- 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、表面の『公的年金等キ』欄に記入してください。
- ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、表面の『雑 公的年金等 ⑦』欄に記入してください。
- 表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。
(書き方については、2・3ページをご覧ください。)

(記載例) 雑 公的年金等 キ 2,345,678

(記載例) 雑 公的年金等 ⑦ 1,245,678

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入額(A)	公的年金等に係る雑所得		
～600,000円	0円	0円	0円
600,001～1,299,999円	(A)-600,000円	(A)-500,000円	(A)-400,000円
1,300,000～4,099,999円	(A)×0.75-275,000円	(A)×0.75-175,000円	(A)×0.75-75,000円
4,100,000～7,699,999円	(A)×0.85-685,000円	(A)×0.85-585,000円	(A)×0.85-485,000円
7,700,000～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円	(A)×0.95-1,355,000円	(A)×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入額(A)	公的年金等に係る雑所得		
～1,100,000円	0円	0円	0円
1,100,001～3,299,999円	(A)-1,100,000円	(A)-1,000,000円	(A)-900,000円
3,300,000～4,099,999円	(A)×0.75-275,000円	(A)×0.75-175,000円	(A)×0.75-75,000円
4,100,000～7,699,999円	(A)×0.85-685,000円	(A)×0.85-585,000円	(A)×0.85-485,000円
7,700,000～9,999,999円	(A)×0.95-1,455,000円	(A)×0.95-1,355,000円	(A)×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円